

令和2年度 第5回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備及び養護老人ホーム入所判定会議）

- ・日時 令和2年6月26日（金）13：30～16：30
- ・会場 瑞穂市総合センター 2階 交流ルーム

#### 審議の概要

- 1 新任委員紹介
- 2 会長・副会長選出
- 3 市民後見人の育成について
- 4 養護老人ホーム入所判定審査

#### 議事

地域福祉高齢課長 開会宣言

#### 委嘱状

委員の改選（任期満了）に伴う委嘱状の交付については、コロナ禍の影響により事前に自席にて配布。

#### 新任委員紹介

廣瀬委員、児玉委員を新任委員として紹介。

#### 会長・副会長選出

会長：飯沼委員 副会長：岡川委員 拍手全員により承認

飯沼会長 それでは瑞穂市付属機関設置条例7条の定めに従い、微力ながら本会議の会長を務めさせていただきます。会議の進行に協力願います。

それでは議事に入ります。本日第5回目のテーマですが、市民後見人の育成について、事務局から説明願います。

事務局 本日第5回目のテーマは、市民後見人の育成についてですが、育成についてはまだまだ認識が浅い面があり、そしてその在り方についても動向を見極めながら詳細に検討をしていきたい。そのため本日は市民後見人についての概要や活動について理解を深める形で進めたいと思うがどうか。

飯沼会長 市民後見人の実績がほとんどないという状況で、イメージから組み立てる必要があるということで事務局より提案がありました。ただ今の事務局の提案について了承いただけますか。ありがとうございます。それでは本日の進め方について事務局より説明をお願いします。

事務局 岡川副会長より市民後見人の概要について資料提供を受けているので、岡川副会長より説明願います。

#### 岡川副会長提出資料により説明

事務局 続いて実際にどのような活動が行われているのか、市民後見センターで活動している村木委員より説明願います。

#### 村木委員提出資料により説明

事務局 河村委員より県内の法人後見の状況について資料提供があるため、続けて説明願います。

#### 河村委員提出資料により説明

飯沼会長 3人の方に説明いただきましたが、委員からご質問、ご意見ををお願いします。

その前に私からも市民後見について意見を述べたい。現在の後見制度は平成12年の民法改正でスタートしている。民法の規定には、後見人は法律専門職でなければいけないという制限が一切ない。当時から市民後見人は当然想定されているはずなのに、なぜ今更市民後見人という話になっているのか理解いただきたい。かつての禁治産・準禁治産の後見人制度は明治民法から作られた制度であり、本人のことを心配したわけではなく、浪費者、金遣いの荒いものから、家の財産を守るための制度であったが、平成12年の民法改正により、本人の援助、保護という制度となった。条文には、同意権、取消権や代理権など法的な権限について定められている。要するに裁判をやる可能性がある。普通の市民ではできないということで、配偶者以外の人間を後見人にするときには、基本的に法律専門職を選任するような形になった。後見人に一般市民がなかなか選任されないのは、このような経緯があった。

平成12年民法改正後は後見制度についての専門書を見ても、財産管理のことしか書いていない。どんなことをやるのかという説明でも、法的な行為や財産管理のことばかりだった。しかし20年経ってようやく本来の福祉制度、本人の見

守りや生活全般についての配慮だということになり、それならば法律の専門職でなくてもよいのではという話になってきた。このような背景があり、市民後見人ということが話題になっているとご理解いただくのがよいと思う。

委員の皆様には、市民後見人の在り方、必要性、業務範囲についてご意見をいただきたいと思うが、その前に裁判所では市民後見人についての今後の取組み、あるいは対応について方向性があるなら、ご説明いただきたい。

村田次席書記官 各務原市で市民後見の養成講座を行う予定であり、家庭裁判所見学というカリキュラムがある。これについては、裁判所が講師として派遣をするという形で対応する。

市民後見人の選任についてだが、これは、裁判官によって考え方が若干違うところがある。一昔前の裁判官は、後見人は居住用不動産の処分以外は、本人の財産をいくらでも処分することができ、専門職でない者を選任した場合、何をやるか分からないところが怖くて選任しない裁判官もかつてはいた。

また、先ほど話に出たが、養成講座を受けてすぐに選任するというようなことはないと思う。まずは法人後見の中で職務担当等をして経験を積んでもらう。そのうえで程度経験を積んだ成年後見人の方を、財産がほぼない被後見人に選任する。財産があるところに選任すると、やはり恐れが払拭できない裁判官もいる。

法人後見についてだが、今まで法人後見をやっていた法人については審査がそれほど厳しくないが、新たに法人後見を選任する場合は、ある程度裁判官も基準を頭の中に持っている。どのような基準かということ、登記事項の目的に後見事務が入っているかどうか。監督体制として理事に弁護士は入っているか、実際に何人受け入れられるのか、収支の関係など。岐阜はやっていないが、他の裁判所だと年に1回決算を出してもらっているところもある。法人後見だから不正をしないということは言いきれないところがある。そのようなことを今検討している。

法人後見の中で市民後見人が研修を受け実務を積んでいただき、その上で市民後見人についてふさわしい事件があった場合に、裁判官が選任するというのが現在のところである。

市民後見人を単独で選任することは最近ない。昔は親族後見人という名前で、この人は知り合いだからと選任した例は、あるにはあったと思うが、最近はそのような例はない。また、24年から業務上横領で不正を働く後見人がとても増えたため、厳しくやっていくということになり、24年25年ぐらいに専門職後見人の割合が50%ぐらいになった。その後増え続け70、80%になった。専門職後見人の数にも限りがあるが、親族後見人を選任するのもどうなのか現在模索して

いる。方向が前とは異なってきているので、市民後見人の役割もこれから増えてくるのではないかと思う。

飯沼会長 ありがとうございます。先ほどの私の話の付け加えですが、なぜ平成12年に制度改正をやったかということですが、これは、介護保険がスタートしたときで、特別養護老人ホームについては措置ではなく、契約して入所することとなった。契約能力のない人が契約して入るという矛盾が生じてしまうため、介護保険に関わって新しく後見制度がスタートしたという側面は否定できない。このような経緯もあり、制度自体に不都合が生じていると理解いただけるとよいと思う。

委員の方からいろいろご意見をお願いします。今すぐという話ではなく、中核機関ができたうえで市民後見人の要請について、あるいは支援について検討いただく上での、今日はその材料を吸収していただくというのが主なテーマになると思うので、疑問に感じたところ等々積極的にご発言願います。

廣瀬委員 市民後見人制度そのものが一般の市民の方々に行きわたっていない。周知からスタートしていかなくてはならないと思う。実際、利用者も非常に数が少ないので、そこから始めていかないといけないなと思う。

児玉委員 今流れを教えていただき、少しイメージができてきた。中核機関設置にあたり、まだまだこれから検討が必要ということを実感した。

安藤委員 専門職でないとなかなか理解し難いところがあり、一般の市民の方で担うのが難しいのではないかというイメージを持たれる方が多いかと思う。まず一般の方にも関心を持ってもらうための働きかけが必要と思う。

飯沼会長 ありがとうございます。ご意見は、そもそも市民の方に制度の周知と理解をしてもらうことが、最初ということですね。

現在の後見制度の実態をみると、判断能力を無くされた方が、すべて後見の申し立てをしているわけではない。何か必要があり申し立てをしている。紛争など理由はまちまちなのですが、概して法的な問題があって申し立てに至っている。ですが、目先の課題が終息すると、あと何が残るかということ、法的な対応でなく身上配慮の問題が基本的には多くなってくる。そうすると法律専門職でなくてもよい。後見人制度が必要な方は、その時期によりニーズが変わることを想定し、市民後見人と並行し専門職を選任しておき、法的課題が終わったところで専門職については辞任してもらうというように、機能的に運用していくべきだろう

という思いがある。

市民後見人というのは、本人さんの先々の人生の何年か、あるいは何十年かを見据えて、最終的に一番必要なのは何なのかを考えて、時々に応じ援助する組織を変えるような形を想定していくことが必要ではないかということを感じている。

安田委員 市民後見人に対する制度変化の背景を知ることで、必要性ということについてすごく理解することができた。

問題も人それぞれなので専門職を生かした役割分担をしてチームで支援していくという取り組みが必要と思う。

市民後見人に対する理解がないと、すぐには育成ということにはつながらないと感じた。

飯沼会長 ありがとうございます。この議題に関して、他の委員の方からご質問等無ければ、市民後見人については以上で終わります。

<会場準備により休憩>

飯沼会長 会議を再開します。それでは次に次第の5 養護老人ホーム入所判定審査に移ります。ここでオブザーバーとして大和園より櫻井さん、揖斐川尚和園より寺境さんにお越しいただいていますので紹介します。

養護老人ホーム入所判定につき審議、原案どおり可決

飯沼会長 次回以降の予定について事務局から説明願います。

事務局 資料に地域ケア会議、主な会議内容がある。最初は6回目で、これまでの取りまとめということになるが、まだいろいろ意見が出ると思うので、第6回目までとあるが、第7回目という形もあるかもしれないのでご了承いただきたい。

飯沼会長 わかりました。では以上で本日の会議を終わりにします。ありがとうございます。